

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ガーナ

諸外国の信教の自由に関する報告書（2008年）

国務省民主主義・人権・労働局 発表

ガーナ憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。

ガーナ政府は実際に、信教の自由をおおむね尊重している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別は報告されていない。

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ガーナ政府との間で信教の自由の問題について議論している。

第 I 部 信者の分布

ガーナの面積は 23 万 8538 平方マイル、人口は 2200 万人である。政府の 2000 年度国勢調査によると、人口の約 69%がキリスト教徒、16%がイスラム教徒で、15%が伝統的土着信仰や他の宗教団体を信奉している。ムスリム社会はこの数値に反論し、ムスリム人口は 30%近くを占めると主張している。キリスト教の中では、ペンテコスト教会とカリスマ教会の伸び率が最も高いと報告されている。人口の約 6%は特定の宗教に帰属していないとしている。キリスト教徒とイスラム教徒の大多数は伝統的土着信仰もあわせもつ。

キリスト教団体には、ローマカトリック派、メソジスト派、英国国教会派、メノー派、福音長老派、長老派、アフリカン・メソジスト・エピスコパル・シオニスト、クリスチャン・メソジスト、福音ルター派、フェーデン、末日聖徒イエスキリスト教会（モルモン教）、セブンスデー・アドベンチスト派、ペンテコスト派、バプテスト派、アフリカ独立教会、キリスト友会（クエーカー）、および多数のカリスマ宗教団体などがある。

ガーナ国内には現在、ティジャニ派、正統派スンニ派、アハマディー派および少数のシーアという 4 つの伝統的宗派がある。

伝統的土着宗教団体には、アフリカニア・ミッション、別名アフリカン・ルネサンス・

ミッションなどがある。その他の宗教団体には、ハバリー教、仏教、ユダヤ教、ヒンズー教、神道、日蓮正宗創価学会、シュリ・サティヤ・サイ・ババ・セラ、サットサング、エクカンカー、トロコシ、神の光伝道界、ハレークリシュナ教団およびラスタファリアンなどがある。ガーナ独自の儀式ゼタヒルはキリスト教とイスラム教の要素を組み合わせたものである。

民族性と宗教の間に大きな結びつきはなく、地域が宗教的アイデンティティと結びつくことが多い。ムスリム人口の大多数は北部地域の他、アクラ、クマシ、セコンディ＝タコラディ、タマルおよびワの都心部に住み、伝統的土着信仰の信者の大多数は農村部に住む。キリスト教徒は国内全域に住む。

第 II 部 信教の自由の現状

法と政策の枠組み

ガーナ憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。この権利については、各レベルの法律によって、政府または民間による侵害に対する全面的な保護がなされている。

大統領を含め、政府職員は、就任時に宣誓を行うことが求められている。宣誓は個人の嗜好により、宗教的または非宗教的のいずれの形でも行うことができる。ガーナ政府はキリスト教とイスラム教の休日および非宗教的な休日を認めている。

宗教団体は独立機関であるため、宗教に関する事項を規制または監視する政府機関は存在しない。ただし、正式な政府認可を得るため、各宗教機関は登記官局に登録しなければならない。宗教団体と同様、非政府組織（NGO）も登記官局への登録が必要である。ガーナ政府が団体の登録を拒否したという報告はなされていない。伝統的土着宗教団体の大半は、アフリカニア・ミッションを除き、登録を行っていない。

ガーナ政府は宗教組織に対する財政支援を行っていない。正式に登録された宗教は、宗教活動、慈善活動および教育活動への課税、ならびに営利目的による所得を発生させない財産への課税が免除される。ただし、所得が発生するビジネスおよびビジネス活動に対しては、宗教組織も所得金額に応じた累進税を納める必要がある。本報告期間中において、宗教団体に対する差別的な課税措置は報告されていない。

2008年3月に公教育制度の見直しが行われた際、教育省が「宗教・道徳教育」をカリキ

ュラムから削除したことから、メディアには多くの宗教指導者からの抗議が押し寄せた。これに対し、大統領は、当該科目をカリキュラムに復活させるよう教育省に命じた。その後、アフリカニア・ミッションは、大統領によるこの科目復活の命令は外国文化を生徒に押し付けるものだと発言した。

ガーナ政府は各宗教間の相互理解を促進する取り組みを頻繁に行った。政府の会合およびレセプションでは通常、さまざまな宗教団体の指導者により、複数の宗派に基づくお祈りが行われている。本報告期間を通じて、大統領と副大統領は、平和的な宗教の共存の重要性について公に発言している。

信教の自由に対する制限

ガーナ政府は実際に、信教の自由をおおむね尊重している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。

2008年3月16日、あるムスリムの学生が教師から逃れようとして校舎から墜落死した。教師はこの時、当該学生およびその友人グループに対しキリスト教礼拝への出席を強いていたとされる。その後、ムスリム組織連合のある会員が、当該学生の死は宗教的差別によるものではなく、むしろ無断欠席と判断ミスが不幸にも合わさった結果だったことを確認した。

国内に、宗教を理由とした収監者または拘留者の報告はなかった。

強制改宗

米国から誘拐または不法に連れ去られた未成年の米国市民を含め、強制改宗の報告はなく、その米国市民の米国への帰国を許可しないという報告もなかった。

第 III 部 社会的虐待と差別

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別は報告されていない。

特に北部地区、アッパーイースト地区およびアッパーウエスト地区など、伝統的な村の当局者および家族は、魔術を使った疑いで農村の女性を追放することを続けた。しかし、魔術の容疑は、責めを負わされた女性の宗教的帰属、信条または実践とは無関係だった。

宗教の信仰と伝統的な土着の慣習との対立について、また、多様な社会において他人の権利と習慣を尊重することについて、引き続き人々の間で議論がなされた。一部の宗教指導者は、他の宗教団体に対する寛容を積極的に提唱し、宗教的な動議づけによる暴力、差別およびハラスメントを戒めた。その一方で、特に福音派団体と関係のある在家信者らは、イスラム教団体や伝統的土着信仰団体など、他団体への不寛容を説き続けた。

キリスト教が社会の多くの側面に影響を及ぼすなか、一部のイスラム教徒は政治的および社会的な疎外感を抱き続けた。このように辺境に追いやられ差別されているという認識がムスリム社会にある原因として、国の指導者の職に就くムスリムがごく少数であること、公共の場でキリスト教系のお祈りだけが行われること、そしてキリスト教のスローガンがあちらこちらで見られることをイスラム教徒らは指摘した。現職の大統領はキリスト教徒、副大統領はイスラム教徒である。

アフリカニア・ミッションは、ガーナ政府、外国の外交官およびNGOが伝統的な価値観を腐敗させ、外国の宗教的信条を押し付けているとして、批判を続けた。アフリカニア・ミッションおよび他の伝統的なアフリカの宗教団体の支持者は、南ボルタ地区のトロコシ信仰を誤って伝えているとして人権NGOを引き続き非難し、トロコシに反対する政府とNGOのキャンペーンを宗教的迫害だと見なした。人権・行政司法委員会などの政府機関は、儀礼的奴隷の禁止を続け、青少年（通常は十代の女子）に宗教施設での特別なサービス提供を強いるトロコシの慣習に反対するキャンペーンを行った。

人権活動家らはペンテコスト派の祈祷キャンプに対する懸念を表明し続けた。このキャンプでは、悪霊にとりつかれたと思われる個人を数週間にわたって拘束し、その身体に暴力を加え、飲食物を与えない。精神病患者が特にその標的となった。こうした活動はグレーター・アクラ地区、東地区、中央地区、西地区、アシャンティ地区、ボルタ地区およびブロング・アハフォ地区にまで拡大したとの報告がある。精神医学団体は、精神病患者の権利保護を強化した精神衛生法の改正を提唱し続けた。

一部の新聞は時折、反モルモン感情を掲載した。

第 IV 部 米国政府の政策

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ガーナ政府との間で信教の自由の問題について議論している。大使館員は担当者とともに、信教の自由の促進および監視に取り組んだ。

大使館幹部はアクラ地区、クマシ地区およびタマル地区において、イスラム教の式典に出席し、ムスリム指導者と共同でいくつかのイベントを主催した。これにより、異宗教間の対話が促進され、潜在的なプログラム作成の機会に対する意識が高まった。

2008 年 9 月 19 日発表